

自動車共済独自の割引と特約

団体割引 共済独自

協同組合や企業組合等で当組合が定める基準を満たす団体等の場合、団体の構成員の方に適用されます。お取り扱いに際しては所定の条件がありますので、詳細は代理所または当組合までおたずねください。

注：「ノンフリート多数割引」、「フリート多数割引」および「3台契約割引」との重複適用はできません。

福祉施設割引 共済独自

記名被共済者が社会福祉法に基づく社会福祉法人等で、ご契約のお車が社会福祉施設等で使用する福祉施設事業のために使用する自動車の場合に適用されます。また、ご契約のお車に「福祉車両割引」が適用される場合も重複して適用できます。

注：「公有・準公有自動車割引」との重複適用はできません。

臨時費用特約「まごころ」 共済独自 治療日数4日目から補償開始のお見舞い費用等補償プラン

●共済金をお支払いする主な場合

治療日数4日目から補償開始！自動車を運転中に、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担しなければならない時、共済金をお支払いします。

1回の対人事故につき、お支払する金額は、被害者1名につき、最高50万円をお支払いします。ご契約期間中、何度事故を起こされても被害者1名あたりの限度額は減額されません。

特長① 契約者または被共済者の範囲にお支払いします。

特長② 使い方は自由です。
たとえば、お見舞いの諸費用など。

特長③ 運転者本人限定または、運転者本人・配偶者限定や年齢条件に関する特約は、適用されません。

夜間・休日の事故受付ダイヤル

0120-89-8819

- 営業時間内の事故受付などは、ご契約の取扱代理所またはご契約支部にご連絡下さい。
- 「夜間・休日事故受付」とは、ご契約者が当組合の休業日や深夜など時間外に事故を起こした場合、現場などからの報告を受けるとともに現場の応急処置にお困りの時に対応をアドバイスいたします。事故内容の詳細については、後日ご契約の支部からご連絡を差し上げます。

●平日 17：00から翌朝9：00まで
●土・日・祝日 終 日
●年末年始 終 日

携帯からもOK!

必ずご確認ください

●契約締結時にご注意いただきたいこと

当組合の自動車共済にはじめてご契約いただく場合には、以下の出資金または員外利用料をお払い込みいただく必要があります。出資金および員外利用料は、ご契約いただくお車の台数に関係ありません。

- ・組合員資格者の場合：出資金（1口1,000円）
 - ・組合員資格者以外の場合：員外利用料（1契約者につき1,000円）
- ご契約の際、記名被共済者の氏名、お車の用途・車種・型式・初度登録年月・排気量・前契約の事故の有無・事故件数などをお知らせください。事実と相違している場合、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできないことがあります。

●契約締結後においてご注意いただきたいこと

- ① 次のような場合、変更が生じた場合は遅滞なくご連絡ください。
遅滞なくご連絡いただけない場合またはお手続き（変更手続き書類のご提出および追加共済掛金のお支払いなど）いただけない場合は、事故の際に共済金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
・ご契約のお車の用途車種または登録番号を変更する場合
以下の事項についても遅滞なくご連絡願います。
・ご契約者の住所の変更
・車両共済をご契約の場合で、ご契約のお車の改造や高価な付属品の装置などによりお車の時価が著しく増加する場合
次のような場合、ただちに取扱代理所または当組合にご通知ください。なお、ご契約の変更手続き前や追加共済掛金をお支払いいただく前に発生した事故については、共済金のお支払いができないことや、変更前のご契約条件が適用されることがありますのでご注意ください。
- ②
・記名被共済者の氏名が変更となる場合
・共済金額の増額や特約をセットされるなど、ご契約条件の変更を希望される場合

- ・運転者本人限定特約または運転者本人・配偶者限定特約により限定した範囲外の方がご契約のお車を運転される場合
- ・運転者年齢条件を満たさない方がご契約のお車を運転される場合
- ・買い替えなどにより、ご契約のお車が変更となる場合
- ・ご契約のお車を譲渡する場合……など

●ご契約を中断された場合

ご契約のお車の廃車・譲渡・リース業者への返還・車検切れ・記名被共済者の海外渡航にともない、一時的にご契約を中断された場合、中断後の新たなご契約に、中断前のご契約の等級を適用できる場合があります。なお、ご契約の中断日から13か月以内にお手続きを取らないとこの制度をご利用になれません。

●解約と解約返戻金など

ご契約後、共済契約を解約される場合には、取扱代理所または当組合にお申し出ください。解約の条件によっては、当組合の定めるところにより掛金を返還、または請求させていただく場合があります。また、返還される掛金があっても多くの場合で払込まれた掛金の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

●共済金の消滅または共済掛金の追徴事項のご説明

当組合は、異常災害その他の事由により損失金を生じ、かつその損失金を繰越剰余金および諸積立金をもって補うことができなかったときは、総代会の議決を経て、共済金の削減または共済掛金の追徴を行なう場合があります。

●リスクの分散

関東自動車共済協同組合は、組合が会員となっている「全国自動車共済協同組合連合会」と再共済契約を締結し、リスクの分散を行なっています。

このパンフレットは、「自動車共済」の概要を表したものです。詳細については、「自動車共済ご契約のしおり」をご覧ください。なおご不明な点につきましては取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

お問い合わせ先



関東自動車共済協同組合

中小企業のみなさまのための自動車共済です

関 自 共

自動車共済



事故受付は 24 時間体制

あんしん

使用目的を問わず同じ掛金

ゆとり

相互扶助が目的です

たすけあい

中小企業のみなさまのための 自動車共済です。

「共済」とは「互いに助け合う」という意味の言葉で、
営利を目的とするものではなく、
相互扶助を目的とするところが大きな特徴です。

3つのあんしん

あんしん
1

現在の無事故歴を 引き継ぎます

損保や他共済の無事故等級（ノンフリート等級）およびフリート
契約の優良割引率を継承します。

あんしん
2

万一の事故対応も 安心の示談交渉サービス

- ・相手方との示談交渉はもとより、各種書類の作成など事故解決まで誠意を持って対応します。
- ・専門職員によるキメ細かい交渉と、ご契約者には密にご連絡。
- ・訴訟の対応も、顧問弁護士と万全の協力体制をとります。

あんしん
3

全国 5 つの組合が、 万全の事故・故障対応！

どこで事故や故障が発生しても、全国にある 5 つの
組合が皆様をサポートいたします。お手間や不安を
取り除くキメの細かいサービスを提供いたします。

全国自動車共済協同組合連合会

- 北海道自動車共済協同組合
- 東北自動車共済協同組合
- 関東自動車共済協同組合
- 中部自動車共済協同組合
- 西日本自動車共済協同組合



対人賠償共済 示談交渉付

安心の
無制限が
おすすめ！



●共済金をお支払いする主な場合

自動車事故により、歩行者や他のお車に乗車中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負ったときに、被害者 1 名ごとに自賠責共済等の補償額を超える部分に対し、共済金額を限度に共済金をお支払いします。

●共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被共済者が被った損害。

- ・記名被共済者 ・被共済者の父母、配偶者または子
- ・被共済者の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用人
- ・被共済者の使用者の業務に従事中の他の使用人(被共済者の範囲がご契約車のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。)ただし、ご契約のお車の所有者および記名被共済者が個人の場合は補償される場合があります。

対物賠償共済 示談交渉付

安心の
無制限が
おすすめ！



●共済金をお支払いする主な場合

自動車事故により、他人の自動車などの財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った時に、1 事故につき共済金額を限度に共済金をお支払いします。

●共済金をお支払いできない主な場合

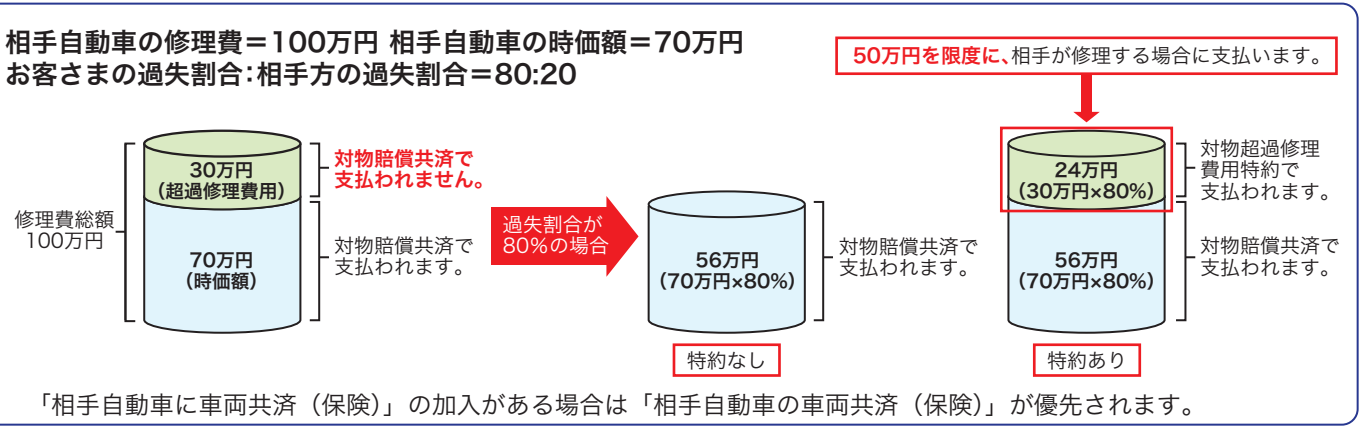
次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって被共済者が被った損害。

- ・被共済者またはその父母、配偶者もしくは子

対物超過修理費用特約 オプション

●共済金をお支払いする主な場合

対物賠償が支払われる場合で相手自動車が全損となり、修理費用が時価額を超える場合に、その超過する修理費用について 50 万円を限度に共済金をお支払いします。(事故日の翌日から 6 ヶ月以内に相手自動車を修理された場合に限りです)



対人・対物賠償共済共通のお支払いできない主な場合

- ・被共済者の故意による損害 ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子に対する損害
- ・戦争、外国の武力行使、暴動、地震・噴火、津波、革命、内乱、紛争、台風・高波・洪水、核燃料物質等による損害
- ・ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること。またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害

人身傷害共済 自動車事故でケガをしたとき

●共済金をお支払いする主な場合

自動車事故により、ご契約のお車に乗車中に死傷されたり、後遺障害を被られた場合、約款の人身傷害条項損害額基準により算出された共済金をお支払いします。お支払いの対象となる事故の範囲は、お選びいただくご契約タイプ（下表）によって異なります。

○：補償します ×：補償しません

共済金をお支払いする損害	ご契約のお車に乗車中の事故でケガをした	借りたお車に乗車中の事故でケガをした	歩行中または自転車乗車中に自動車にはねられた	下宿しているお子様が無保険車にはねられた
基本補償 (ご契約車搭乗中のみ補償)	○	× ^{※1}	×	×
車外事故特約 ^{※2}	○	○	○	○

※1 他車運転特約により補償の対象となる場合があります(自家用 8 車種) ※2 記名被共済者が個人の場合のみ付帯可能です。

車外事故特約の場合、次の方々が補償の対象(被共済者)となります。

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子様
- ⑤ 記名被共済者が法人で、共済証書に個人被共済者を指定されている場合は、その個人被共済者

※記名被共済者とはご契約のお車を主に使用される方で共済証書の被共済者欄にお名前が記載された被共済者をいいます。

1. 人身傷害共済をご契約のお客様が自損事故を起こされた場合、お客様に生じた総損害額に対し人身傷害共済から、人身傷害共済の共済金額を限度に共済金をお支払いします。
【ご注意】人身傷害共済から損害が補償される場合には、自損事故傷害特約から共済金をお支払いできません。
2. 記名被共済者が「個人」かつ、同居の親族を含め複数台のお車がある場合で、1台目のお車が当組合または他社で人身傷害共済(保険)に車外事故特約(補償)をご契約中の場合には、2台目以降のお車にお付けいただく人身傷害共済の「車外事故特約」の重複にご注意ください。

入通院定額給付金

人身傷害共済金の支払い対象となる場合で被共済者の治療日数が5日以上となった場合に入通院定額給付金として10万円をお支払いします。

- ① 5日目の入院または通院の日が人身傷害事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合にお支払いします。
- ② 搭乗者傷害倍額払特約をセットされている場合は、入通院定額給付金を同時にセットすることはできません。

POINT

万一の事故でも十分な補償が得られるように、
共済金額は十分な金額で設定してください

共済金額はお車に乗車される方の年齢、収入、扶養家族の有無などに基づいて、下記各年齢別の「総損害額の例」を参考に十分な金額で設定することをおすすめします。

●総損害額の例(各年齢別の損害額の目安)

年齢	被扶養者	死亡された場合	重度後遺障害
25 歳	あり(1名)	8,000万円	1億6,000万円
	なし	7,000万円	
35 歳	あり(2名)	8,000万円	1億5,000万円
	なし	6,000万円	
45 歳	あり(2名)	7,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	
55 歳	あり(2名)	6,000万円	1億2,000万円
	なし	5,000万円	
65 歳	あり(1名)	4,000万円	9,000万円
	なし	3,500万円	



搭乗者傷害共済



●共済金をお支払いする主な場合

ご契約のお車に搭乗中の方(運転者を含みます)が自動車事故により、事故発生の日からその日を含めて180日以内に死傷されたり、身体に後遺障害を被られた場合に共済金をお支払いいたします。

医療共済金(一時金払)		死亡	死亡共済金	お亡くなりになった場合にお支払いします。 共済証書記載の搭乗者傷害共済 1 名共済金額をお支払いします。
後遺障害	・入通院が5日未満 一律 1 万円をお支払いします。	後遺障害共済金	後遺障害の生じた場合に、その障害の程度に応じて共済金をお支払いします。※約款の「後遺障害等級表」に従う。	
	・入通院が5日以上 傷害の部位・症状に応じて共済金をお支払いします。 ※約款の「医療共済金支払額基準」に従う	重度後遺障害 特別共済金	重度の後遺障害で、かつ介護が必要と認められた場合にお支払いします。	共済金額の 10%をお支払いします。 (100 万円限度)
		重度後遺障害 介護費用共済金	※約款の「後遺障害等級表」に従う	後遺障害共済金額の 50%をお支払いします。 (500 万円限度)

自損事故傷害特約

対人賠償共済に自動セット

●共済金をお支払いする主な場合

自損事故により、ご契約のお車に搭乗中の方などが死亡したり、身体に後遺障害または傷害を被った場合で、それによって生じた損害について自賠償共済(保険)が支払われないときに共済金をお支払いします。

死亡共済金後遺障害共済金	介護費用共済金	医療共済金
死亡された場合は1,500万円を、後遺障害が生じた場合はその障害の程度に応じて50万円～2,000万円をお支払いします。	重度の後遺障害が生じた場合で、かつ介護が必要と認められた場合は200万円をお支払いします。 ※普通共済約款に規定する一定の重度後遺障害をいいます。	治療が必要と認められない程度に治った日までの入院1日につき6,000円、通院1日につき4,000円を、100万円を限度にお支払いします。

注 人身傷害共済が付帯されている共済契約の場合は、人身傷害の補償内容にこの特約の補償内容を含んでいるため、この特約は適用されません。

無共済車傷害特約

対人賠償共済に自動セット

●共済金をお支払いする主な場合

自動車事故により、被共済者(運転手を含みます)が死傷されたり、身体に後遺障害を被られた場合で、他の自動車が無共済(無保険)であったなど十分な損害賠償を受けられないときに共済金をお支払いします。

注 人身傷害で補償される場合は人身傷害から優先的に共済金が支払われます。

人身傷害共済・無共済車傷害特約・自損事故傷害特約・搭乗者傷害共済共通のお支払いができない主な場合

- ・被共済者の故意または重大な過失によって生じた傷害・損害
- ・戦争、外国の武力行使、暴動、革命、内乱、紛争、地震・噴火・津波、核燃料物質等によって生じた傷害・損害
- ・異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者に生じた傷害・損害
- ・被共済者が正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた傷害・損害
- ・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転によりその本人に生じた傷害・損害
- ・被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害・損害
- ・共済金を受取るべき者の故意などによって生じた傷害・損害(その者の受取るべき金額部分)
- ・ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、またはこれらを目的とする場所において使用することにより生じた損害

車両共済

一般車両共済

●共済金をお支払いする主な場合

ご契約のお車が衝突・接触・火災・盗難などの偶然な事故により損害を被った場合に、共済金額を限度にお支払いします。



電柱・ガードレールに衝突



自転車との衝突・接触

車対車事故・危険限定

●共済金をお支払いする主な場合

ご契約のお車が車対車または動物との衝突・接触事故もしくは盗難事故等の走行に起因しない事故により損害を被った場合にのみ、共済金額を限度にお支払いします。



盗難・いたずらあて逃げ



動物との衝突・接触

事故例 車両共済の種類	他の自動車との衝突・接触 当て逃げ	火災・爆発 台風・たつ巻 洪水・高潮	落書き いたずら	盗 難	飛来中または 落下中の他物 との衝突	動物との 衝突・接触	転覆・墜落 電柱に衝突 車庫入れに失敗	人・自転車 との 衝突・接触
一般車両	○	○	○	○	○	○	○	○
車対車+危険限定	○	○	○	○	○	○	×	×

○：補償します ×：補償しません

車両共済(車対車事故・危険限定含む)のお支払いができない主な場合

- ・ご契約者、被共済者または共済金を受取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害
- ・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により生じた損害
- ・戦争、外国の武力行使、暴動、革命、内乱、紛争、地震・噴火・津波、核燃料物質等によって生じた損害
- ・詐欺または横領によって生じた損害、故意損害、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ・ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さび、その他の自然消耗
- ・タイヤ及びご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害
- ・ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、またはこれらを目的とする場所において使用することにより生じた損害

車両新価特約

オプション

●共済金をお支払いする主な場合

ご契約のお車が事故で全損または新車価格相当額の50%以上の損害が発生し、代替自動車を取得または協定共済金額を超えて修理する場合に新車共済金額を限度に共済金をお支払いします。



車両超過修理費用特約

オプション

●共済金をお支払いする主な場合

ご契約のお車が事故により損害を受け、その修理費用が車両共済金額を超えた場合、共済金額を超過する修理費用について 50 万円を限度に共済金をお支払いします。(事故の翌日から6ヵ月以内にご契約のお車を修理された場合に限りです)



無過失事故に関する特則

相手自動車^(注1)との衝突・接触事故による車両共済金のお支払いについて、次のいずれかの条件に該当する場合など一定の条件を満たすときは、継続後のご契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。●相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐停車中のご契約の自動車への衝突・接触」による事故において、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったと当組合が判断した場合。●事故発生に関して、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが、判決もしくは裁判上の和解により確定した場合。●被共済自動車の自動運行装置の作動中^(注2)に生じた偶然な事故が発生した場合。

※注1 相手自動車とはご契約の自動車と所有車が異なる自動車に限りです。

※注2 道路運送車両法第 41 条に定める自動運行装置が作動中の事故をいいます。ただし、ご契約の自動車の製造者の取扱説明書等で示す取り扱いと異なる使用をしている間を除きます。

ロードアシスタンス特約

ご契約のお車が事故、故障により自力走行不能となった場合に、当組合提携のロードサービス業者がレッカーけん引や 30 分程度の応急処置などを行います。

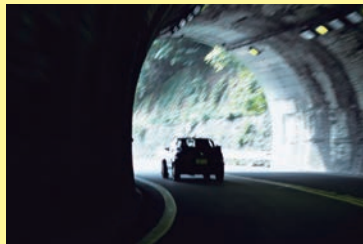
全車種に
自動付帯
(一部を除く)

レッカーけん引	応急処置	燃料切れ時給油サービス
ご契約のお車が事故や故障等のトラブルにより走行不能となった場合に、走行不能となった場所から、お客様の指定する修理工場までレッカーけん引を行います。	走行不能となった場所で30分程度で対応可能な応急処置を行います。バッテリー上がり/キー閉じ込み(セキュリティー装置付き車両など、対象外となる場合があります。)/スペアタイヤ交換(車載の簡易修理キットでの応急処置を含む)/脱輪・落輪の路面への引上げ/冬道スタック引き出し(雪道用タイヤ装置車、雪道用タイヤチェーン装着車に限る)/冷却水補充/など	ご契約のお車が燃料切れにより自力で走行できなくなった場合に、最大10ℓまで無料で、共済期間中に1回に限り提供します。
	※バッテリー上がりは1共済期間中3回までとなります 	
レッカーけん引費用、応急処置費用合計で15万円限度(約180kmまで可能)		

注 ロードアシスタンス特約をご利用いただいても、ご継続後の等級および事故有係数適用期間に影響しません。気象状況や交通事情などによってはロードサービス業者の現場到着に時間がかかる場合があります。ご了承ください。一部離島やロードサービス業者の立ち入りが困難な場所は、対応できない場合があります。

ロードアシスタンスの対象とならない場合

- 被共済者の故意または重大な過失による事故・故障またはトラブル
- 違法改造車・無免許運転・酒気帯び運転など法令に違反している場合
- 地震、噴火、津波などに起因する場合
- 自宅駐車場または、同等と判断できる保管場所での燃料切れまたは鍵の紛失の場合
- タイヤのスリップなど単なる走行困難な場合(雪道・泥道・砂浜など)
- 修理工場から他の場所へのレッカーけん引



ロードアシスタンス特約のご利用にあたって

- ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。ご契約内容を確認させていただいたうえで、ご利用いただけます。
- ロードアシスタンス特約の内容を超過または対象外の作業が発生した場合、その超過分・対象外の作業についてはご利用者の負担となります。
- 借りたお車や原付バイク特約で補償する原動機付自転車など、ご契約のお車以外の自動車での事故、故障はロードアシスタンス特約をご利用いただけません。
- ロードアシスタンス特約の補償の対象となる費用については共済金としてお支払いします。
- ご利用者が JAF 会員の場合、優遇サービスがあります。

レッカー手配などのご契約自動車のトラブルは

ロードアシスタンス専用デスク 24 時間 365 日 OK!



0120-80-6324

ロードアシスタンス超過費用特約

オプション

大型自動車等

ロードアシスタンス特約のサービス内容を拡大します。

- レッカーけん引費用及び
応急処置費用の合計限度額

100万円限度

- 燃料切れ時給油サービス

最大20ℓ



この特約のご利用方法や規定などはロードアシスタンス特約に準じます。

ロードアシスタンス宿泊移動費用特約

オプション

ご契約のお車が事故、故障により自力走行不能となりレッカーけん引された場合に発生した所定の宿泊費用、または移動費用を共済金としてお支払いします。 ※「ロードアシスタンス特約」のレッカーけん引費用のお支払い対象となる場合に限りです。

宿泊費用	移動費用	引取費用
事故・故障現場の最寄りのホテル等に臨時に宿泊する場合に、ご利用者が負担された1泊分の費用(飲食費用除く)をお支払いします。	事故・故障現場から自宅または出発地もしくは当面の目的地への移動をするために、ご利用者が負担された交通費をお支払いします。	ご契約のお車がレッカーけん引され、修理工場等にて修理が完了した後、合理的な経路および方法でご契約のお車を引き取るために要した往路1名分の交通費をお支払いします。ただし、レンタカーを利用する場合の費用を除きます。
1事故1名につき 宿泊費用(1泊) 1万円限度	1事故1名につき 移動費用 2万円限度	往路1名分 交通費 15万円限度
※レンタカー・タクシーご利用の場合は1事故1台につき2万円限度となります。		

代車費用特約

オプション

自家用8車種

ロードアシスタンス特約のお支払対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、レッカーけん引された場合または盗難および偶然な事故等によりご契約のお車を修理などでご契約のお車を使用できない期間など、所定のお支払対象期間のレンタカー費用を共済金としてお支払します。

- 注
- ※1. ご契約にロードアシスタンス特約が付帯されていることが条件となります。
 - ※2. 法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合も含まれます。
 - ※3. お支払補償日数は事故・故障時も15日が限度となります。但し、事故の場合については「代車費用の補償日数等に関する特約」を付帯することにより「30日」に延長することができます。
 - ※4. お支払の対象となる期間は事故発生日などの翌日から起算して1年以内となります。

補償範囲 特約	レッカーけん引する場合		レッカーけん引しない場合	
	事故	故障	事故	故障
代車費用特約	○	○	○	×

ノンフリート等級別割引割増制度

共済契約に関するノンフリート等級別割引割増制度

前契約がない場合の新契約は 6 (S) 等級となります。自家用 8 車種の自動車を 11 等級以上でご契約されている方（記名被共済者・車両所有者がいずれも個人）が、2 台目以降の自動車（自家用 8 車種）を新たにご契約される場合で以下の条件を満たすときは、7 (S) 等級となります。

※自家用 8 車種とは自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用（小型・軽四輪）貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5t 以下・最大積載量 0.5t 超 2t 以下）、特種用途自動車（キャンピング車）を指します。

新たにご契約される場合

複数所有新規契約 7 (S) 等級適用条件

新たにご契約される2台目以降の記名被共済者・車両所有者がいずれも個人で、かつ下表に該当することが条件となります。

等級	割引・割増率	記名被共済者
6 (S)	3% 割増	・他の共済契約の記名被共済者 ・他の共済契約の記名被共済者の配偶者 ・他の共済契約の記名被共済者の同居の親族 ・他の共済契約の記名被共済者の配偶者の同居の親族
7 (S)	38% 割引	・他の共済契約の車両所有者 ・他の共済契約の記名被共済者 ・他の共済契約の記名被共済者の配偶者 ・他の共済契約の記名被共済者の同居の親族 ・他の共済契約の記名被共済者の配偶者の同居の親族

運用する割引増率について

前契約の事故の有無・事故の種類に応じて次の割引増率を適用します。事故有係数適用期間が 0 年の場合は「無事故」の割引増率、1 年～6 年の場合は「事故有」の割引増率を適用します。

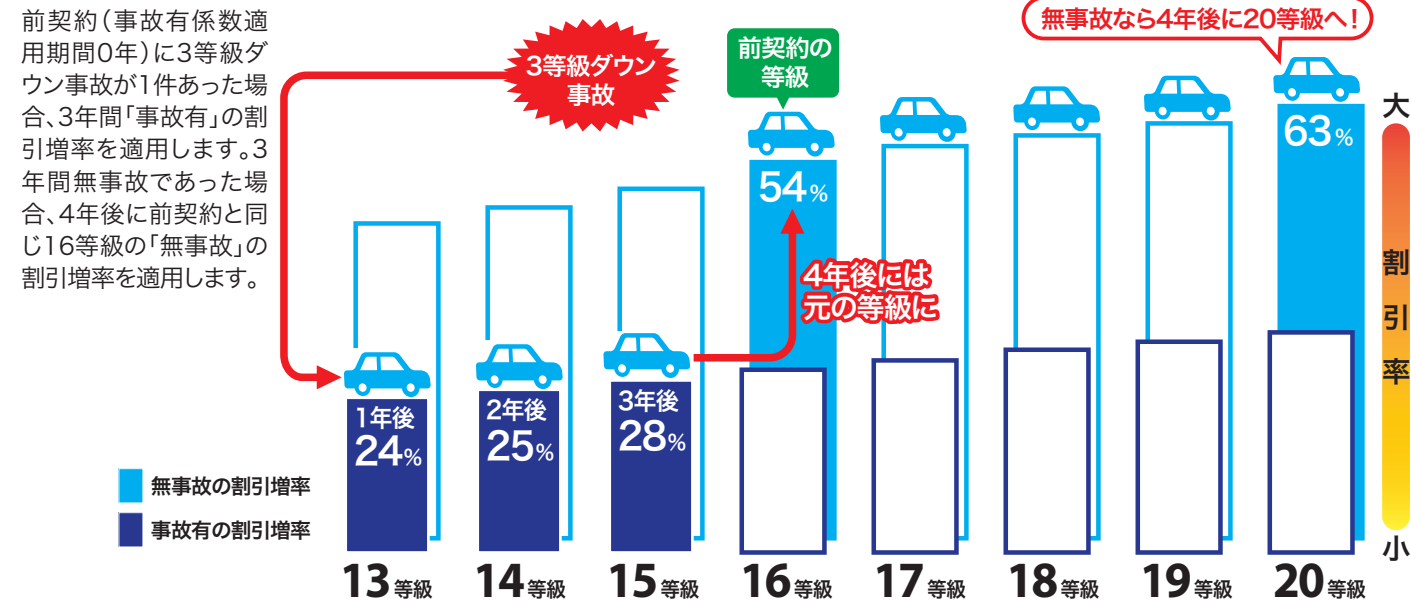
等 級	割引増率 (%)				割引率 (%)															
	1	2	3	4	5	6 (F)	7 (F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無 事 故	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
事 故 有							14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

事故有係数適用期間について

事故有係数適用期間については、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて次の通り取り扱います。ただし6年を上限とし、0年を下限とします。

- ・継続前のご契約の事故有係数適用期間が 1 年～6 年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1 年」を引いた後に、3 等級ダウン事故件数 1 件につき「3 年」を、1 等級ダウン事故件数 1 件につき「1 年」を加えます。
- ・継続前のご契約の事故有係数適用期間が 0 年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して 3 等級ダウン事故件数 1 件につき「3 年」を、1 等級ダウン事故件数 1 件につき「1 年」を加えます。

● 等級と事故有係数適用期間の例 16等級で3等級ダウン事故発生時のイメージ



無事故実績も引き継ぎます！

他の損保会社（JA共済・全労済等を含みます）での無事故による割引が無駄になりません。



その他の特約とサービス

運転者年齢条件特約 オプション

- 自家用普通乗用車 ● 自家用小型乗用車
- 自家用軽四輪乗用車 ● 二輪自動車 ● 原動機付自転車

（年齢）ご契約のお車を運転される最も若い方の年齢に合せて年齢条件を設定することができます。



※ご契約のお車が原動機付自転車の場合「全年齢」「21才以上」のいずれかをお選びください。

記名被共済者が個人の場合

記名被共済者の年齢区分

年齢条件を以下のいずれかに設定する場合、共済期間の初日における記名被共済者の年齢が、74歳以下の場合と75歳以上の場合では、共済掛金が異なります。

- ・21歳以上補償 ・26歳以上補償 ・30歳以上補償 ・35歳以上補償

年齢条件の適用範囲

次の①～④までに該当する方々の中で、設定された年齢条件を満たす年齢の方が運転中の事故に限り共済金をお支払いします。

- ① 記名被共済者
 - ② 記名被共済者の配偶者
 - ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ ①～③までの方の業務（家事を除く）に従事中的の使用者
- ※1 記名被共済者が法人で個人被共済者を指定している場合は、①～④に該当する方々にあわせて設定してください。
- ※2 運転者本人限定特約をセットした場合は①に該当する方にあわせて設定してください。
- ※3 運転者本人・配偶者限定特約をセットした場合は①～②に該当する方々にあわせて設定してください。

他車運転特約 自動セット

● 共済金をお支払いする主な場合

記名被共済者が個人の場合または記名被共済者が法人で個人被共済者を指定している場合に自動付帯されます。借用中の自動車を運転中の事故に対し、ご契約のお車とみなして賠償責任共済・人身傷害共済・無共済傷害・自損傷害・臨時費用共済・車両共済（所定の要件を満たし、車両事故が補償の対象となる場合は借用中の自動車の時価額を限度に共済金をお支払いします）を適用いたします。

- ※ 借用中の自動車は自家用 8 車種に限りま。
- ※ 借用中の自動車は記名被共済者（個人被共済者を指定されている場合は個人被共済者）のご家族の所有自動車等を除きます。

他車運転特約（二輪自動車・原動機付自転車） 自動セット

● 共済金をお支払いする主な場合

記名被共済者が個人の場合または記名被共済者が法人で個人被共済者を指定されている場合に自動付帯されます。借用中の二輪自動車・原動機付自転車を運転中の事故に対し、借用中の二輪自動車・原動機付自転車を ご契約のお車とみなして賠償責任共済・人身傷害共済・無共済傷害・自損傷害・臨時費用共済を適用いたします。

- ※ 借用中の二輪自動車・原動機付自転車は記名被共済者（個人被共済者を指定されている場合は個人被共済者）のご家族の所有自動車等を除きます。

被害者救済費用特約 自動セット

● 共済金をお支払いする主な場合

ご契約に対人賠償責任共済または対物賠償責任共済を適用できるご契約に自動付帯され、ご契約のお車の欠陥・第三者による不正アクセス等により人身事故または物損事故が発生した場合で、被共済者に法律上の損害賠償責任がなかったと当組合が判断したときに、被害者を救済するための費用をお支払します。（対人賠償責任共済・対物賠償責任共済の共済金額を限度にお支払します）

原付バイク特約 オプション

● 共済金をお支払いする主な場合

記名被共済者またはそのご家族が原動機付自転車（借用車を含みます）を運転中に起こした事故について共済金をお支払いします。

新車割引

- 自家用普通乗用車 ● 自家用小型乗用車
- 自家用軽四輪乗用車

初年度登録（検査）年月日から共済契約始期年月までの経過月数が49ヶ月以内のお車に適用します。

車種	初年度登録からの経過月数	等級	対人賠償共済	対物賠償共済	人身傷害・搭乗者傷害共済	車両共済
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	25か月以内	6 (S) 等級 上記以外	34% 7%	32% 11%	41% 17%	31% 8%
	26～49か月	6 (S) 等級 上記以外	30% 4%	12% 4%	35% 16%	22% 6%
自家用軽四輪乗用車	25か月以内	6 (S) 等級 上記以外	32% 5%	28% 9%	42% 18%	27% 2%
	26～49か月	6 (S) 等級 上記以外	18% 2%	14% 4%	21% 15%	16% 2%

※1 6S等級の割引率は、事故有係数適用期間が0年の場合に限りま。

1年以上の場合は、上記以外の割引率を適用します。

弁護士費用特約 オプション

被共済者に代わって示談交渉ができないときお役にたちます。（被共済者に過失の無い事故は損害調査担当者が示談交渉にあたるできません。）

● 共済金をお支払いする主な場合

被共済者が自動車事故により身体や所有財物への被害を受けた場合、損害賠償のために弁護士費用や弁護士への法律相談費用を負担した場合に共済金をお支払いします。

- 弁護士費用として 1 事故 1 名 300 万円限度
- 法律相談費用として 1 事故 1 名 10 万円限度

運転者本人限定特約 オプション

- 自家用普通乗用車 ● 自家用小型乗用車
- 自家用軽四輪乗用車

運転者の範囲を「記名被共済者本人」に限定する特約です。

運転者本人・配偶者限定特約 オプション

- 自家用普通乗用車 ● 自家用小型乗用車
- 自家用軽四輪乗用車

運転者の範囲を「記名被共済者本人およびその配偶者」に限定する特約です。

運転者の範囲	運転者限定特約		
	本人限定	本人・配偶者限定	限定なし
① 記名被共済者	○	○	○
② ①の配偶者	×	○	○
③ ①または②の同居の親族	×	×	○
④ ①～③の者の業務に従事中的の使用者	×	×	○
⑤ 上記以外の者（同居の親族や友人等）	×	×	○

臨時代替自動車特約 自動セット

● 共済金をお支払いする主な場合

記名被共済者が法人の場合または記名被共済者が個人で「自家用8車種、二輪自動車、原動機付自転車以外」のご契約に自動付帯されます。ご契約のお車を整備・修理・点検などのために整備工場などの管理下において使用できない期間中に代替として借用中の自動車を運転中の事故に対して、ご契約のお車とみなして、賠償責任共済・人身傷害共済・搭乗者共済・無共済傷害共済・自損傷害・臨時費用共済・車両共済（所定の要件を満たし、車両事故が補償の対象となる場合は借用中の自動車の時価額を限度に共済金をお支払いします）を適用いたします。

- ※ 借用中の自動車には、記名被共済者のご家族の所有自動車等を除きます。
- ※ 借用中の自動車には、記名被共済者の役員・使用人が所有する自動車を除きます。
- ※ 記名被共済者が法人であり、「個人被共済者」の設定がある場合を除きます。